

福島復興再生特別措置法施行令及び厚生年金保険法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）（抄）（第一条関係）	1
○厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）（抄）（第二条関係）	10
○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第百五十六号）（抄）（附則第二条関係）	13
○平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第百五十八号）（抄）（附則第三条関係）	14
○平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令（令和元年政令第三号）（抄）（附則第四条関係）	15

改 正 案	現 行
<p>（派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例に係る負担金の金額）</p> <p>第三十一条 法第四十八条の六第四項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。第一号において「読替後の国共済法」という。）第九十九条第二項の規定により機構（法第四十八条の二第一項に規定する機構をいう。以下この条及び次条において同じ。）及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 機構 当該派遣職員（法第四十八条の三第七項に規定する派遣職員をいう。以下この条から第三十三条までにおいて同じ。）に係る読替後の国共済法第九十九条第二項第三号の規定によりその月に機構及び国が負担すべき金額の合計額に、機構が当該派遣職員に支給した報酬（読替後の国共済法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額に係る国家公務員共済組合法第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項の規定又は同条第十六項の規定の例により算定した額とその月に機構が当該派遣職員に支給した期末手当等（読替後の国共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣職員の標準報酬の月額（国家公務員共済組合法第四十条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。第四十条第一号にお</p>	<p>（派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例に係る負担金の金額）</p> <p>第三十一条 法第四十八条の六第四項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。第一号において「読替後の国共済法」という。）第九十九条第二項の規定により機構（法第四十八条の二第一項に規定する機構をいう。以下同じ。）及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 機構 当該派遣職員（法第四十八条の三第七項に規定する派遣職員をいう。以下同じ。）に係る読替後の国共済法第九十九条第二項第三号の規定によりその月に機構及び国が負担すべき金額の合計額に、機構が当該派遣職員に支給した報酬（読替後の国共済法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額に係る国家公務員共済組合法第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項の規定又は同条第十六項の規定の例により算定した額とその月に機構が当該派遣職員に支給した期末手当等（読替後の国共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣職員の標準報酬の月額（国家公務員共済組合法第四十条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。）の基礎となった報酬月額とその月に当該派遣職員が受け</p>

て同じ。)の基礎となった報酬月額とその月に当該派遣職員が受けた期末手当等の額との合計額で除して得た数を乗じて得た金額

二 国 当該派遣職員に係る機構及び国が負担すべき金額の合計額から前号に定める金額を控除した金額

(派遣職員に関する厚生年金保険法による保険料の額)

第三十二条 厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第一百十号)第四条の二第二項第五号の規定により機構及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 機構 当該派遣職員である第二号厚生年金被保険者(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者をいう。次号及び第四十一条において同じ。)に係る同法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項の規定によりその月に機構及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、機構が当該派遣職員に支給した報酬(同法第三条第一項第三号に規定する報酬をいう。第四十一条において同じ。)の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十一条第一項、第二十二條第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項若しくは第二十三条の三第一項の規定又は同法第二十四条第一項の規定の例により算定した額とその月に機構が当該派遣職員に支給した賞与(同法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。以下この号及び第四十一条第一号において同じ。)の額との合計額を当該派遣職員の標準報酬月額(

た期末手当等の額との合計額で除して得た数を乗じて得た金額

二 国 当該派遣職員に係る機構及び国が負担すべき金額の合計額から前号に定める金額を控除した金額

(派遣職員に関する厚生年金保険法による保険料の額)

第三十二条 厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第一百十号)第四条の二第二項第五号の規定により機構及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 機構 当該派遣職員である第二号厚生年金被保険者(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者をいう。次号において同じ。)に係る同法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項の規定によりその月に機構及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、機構が当該派遣職員に支給した報酬(同法第三条第一項第三号に規定する報酬をいう。)の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十一条第一項、第二十二條第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項若しくは第二十三条の三第一項の規定又は同法第二十四条第一項の規定の例により算定した額とその月に機構が当該派遣職員に支給した賞与(同法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。以下この号において同じ。)の額との合計額を当該派遣職員の標準報酬月額(同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。)の基礎となった報

同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。同号において同(じ)の基礎となつた報酬月額とその月に当該派遣職員が受けた賞与の額との合計額で除して得た数を乗じて得た額

二 国 当該派遣職員である第二号厚生年金被保険者に係る機構及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

(派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例に係る負担金の金額)

第四十条 法第八十九条の六第四項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法(第一号において「読替後の国共済法」という。)第十九条第二項の規定により機構(法第八十九条の二第一項に規定する機構をいう。以下この条及び次条において同じ。)及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 機構 当該派遣職員(法第八十九条の三第七項に規定する派遣職員をいう。以下この条から第四十二条までにおいて同じ。)に係る読替後の国共済法第九十九条第二項第三号の規定によりその月に機構及び国が負担すべき金額の合計額に、機構が当該派遣職員に支給した報酬(読替後の国共済法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。)の額を基礎として報酬月額の算定に係る国家公務員共済組合法第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項の規定又は同条第十六項の規定の例により算定した額とその月に機構が当該派遣職員に支給した期末手当等(読替後の国共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。)の額との

報酬額とその月に当該派遣職員が受けた賞与の額との合計額で除して得た数を乗じて得た額

二 国 当該派遣職員である第二号厚生年金被保険者に係る機構及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

(新設)

合計額を当該派遣職員の標準報酬の月額的基础となつた報酬月額とその月に当該派遣職員が受けた期末手当等の額との合計額で除して得た数に乗じて得た金額

二 国 当該派遣職員に係る機構及び国が負担すべき金額の合計額から前号に定める金額を控除した金額

(派遣職員に関する厚生年金保険法による保険料の額)

第四十一条 厚生年金保険法施行令第四条の二第二項第六号の規定により機構及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 機構 当該派遣職員である第二号厚生年金被保険者に係る厚生年金保険法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項の規定によりその月に機構及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、機構が当該派遣職員に支給した報酬の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項若しくは第二十三条の三第一項の規定又は同法第二十四条第一項の規定の例により算定した額とその月に機構が当該派遣職員に支給した賞与の額との合計額を当該派遣職員の標準報酬月額的基础となつた報酬月額とその月に当該派遣職員が受けた賞与の額との合計額で除して得た数に乗じて得た額

二 国 当該派遣職員である第二号厚生年金被保険者に係る機構及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

(新設)

(派遣職員に関する国家公務員共済組合法施行令の特例)

第四十二条 派遣職員に関する国家公務員共済組合法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第二十五条第一項</p>	<p>五 国家公務員法第二条第三項第十号、第十三号、第十四号又は第十六号に掲げる者で第一号から第四号の二まで又は前二号に掲げる者に準ずるもの</p>	<p>四の七 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第八十九条の三第七項に規定する派遣職員</p> <p>五 国家公務員法第二条第三項第十号、第十三号、第十四号又は第十六号に掲げる者で第一号から第四号の二まで又は前三号に掲げる者に準ずるもの</p>
<p>第二十五条の四第一項等</p>	<p>若しくは受入先弁護士法人等</p>	<p>受入先弁護士法人等</p>
<p>第二十五条</p>	<p>若しくは受入先弁護士法人</p>	<p>若しくは機構（福島復興再生特別措置法第八十九条の二第一項に規定する機構をいう。次項において同じ。）が負担すべき</p> <p>受入先弁護士法人等若し</p>

(新設)

の四第二項	等	くは機構
附則第八条	継続長期組合員	派遣職員（福島復興再生特別措置法第八十九条の三第七項に規定する派遣職員をいう。第六項において同じ。）である組合員、継続長期組合員
第三項第一号		
附則第八条	及び継続長期組合員	、派遣職員である組合員及び継続長期組合員
第六項		

（権限の委任）

第四十三条 法第十条第三項（法第十七条の九第二項において準用する場合を含む。）、第十二条第三項（法第十七条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第三項（法第十七条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第十六条第三項（法第十七条の十五第二項において準用する場合を含む。）及び第二十九条第二項に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長に委任する。

2 法第十三条第三項（法第十七条の十二第二項において準用する場合を含む。）に規定する主務大臣の権限（農林水産大臣の権限のうち海岸法第四条第一項に規定する漁港区域に係る同法第三条の規定により指定された海岸保全区域に関する事項に係るものを除く。）は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長

（権限の委任）

第四十条 法第十条第三項（法第十七条の九第二項において準用する場合を含む。）、第十二条第三項（法第十七条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第三項（法第十七条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第十六条第三項（法第十七条の十五第二項において準用する場合を含む。）及び第二十九条第二項に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長に委任する。

2 法第十三条第三項（法第十七条の十二第二項において準用する場合を含む。）に規定する主務大臣の権限（農林水産大臣の権限のうち海岸法第四条第一項に規定する漁港区域に係る同法第三条の規定により指定された海岸保全区域に関する事項に係るものを除く。）は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長

に委任する。

主務大臣の権限	地方支分部局の長
農林水産大臣の権限	地方農政局長
国土交通大臣の権限	地方整備局長

3 法第十四条第三項（法第十七条の十三第二項において準用する場合を含む。）に規定する主務大臣の権限は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

主務大臣の権限	地方支分部局の長
地すべり等防止法第五十一条第一項第二号の規定により農林水産大臣が主務大臣となる場合における農林水産大臣の権限	
地すべり等防止法第五十一条第一項第三号イの規定により農林水産大臣が主務大臣となる場合における農林水産大臣の権限	地方農政局長
国土交通大臣の権限	地方整備局長

4 次に掲げる環境大臣の権限は、地方環境事務所に委任する。ただし、第一号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第十七条の十七第二項において準用する平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（

に委任する。

主務大臣の権限	地方支分部局の長
農林水産大臣の権限	地方農政局長
国土交通大臣の権限	地方整備局長

3 法第十四条第三項（法第十七条の十三第二項において準用する場合を含む。）に規定する主務大臣の権限は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

主務大臣の権限	地方支分部局の長
地すべり等防止法第五十一条第一項第二号の規定により農林水産大臣が主務大臣となる場合における農林水産大臣の権限	
地すべり等防止法第五十一条第一項第三号イの規定により農林水産大臣が主務大臣となる場合における農林水産大臣の権限	地方農政局長
国土交通大臣の権限	地方整備局長

4 次に掲げる環境大臣の権限は、地方環境事務所に委任する。ただし、第一号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第十七条の十七第二項において準用する平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（

平成二十三年法律第百十号。以下この号において「放射性物質汚染対処特措法」という。）第四十九条第四項及び第五十条第四項並びに法第十七条の十七第四項において準用する放射性物質汚染対処特措法第四十九条第三項及び第五十条第三項に規定する権限

二 法第六十九条第二項第三号及び第四号に規定する権限

5 法第四十一条第二項に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。

6 法第六十八条第二項第一号及び第三号並びに第六十九条第二項第一号及び第三号から第七号までに規定する内閣総理大臣の権限は、復興局長に委任する。

7 法第六十九条第二項第六号に規定する経済産業大臣の権限は、産業保安監督部長に委任する。

8 第三条第一項及び第四項（これらの規定を第二十条において準用する場合を含む。）、第六条第一項、第四項及び第五項（これらの規定を第二十二条において準用する場合を含む。）、第十三条第一項及び第四項（これらの規定を第二十五条において準用する場合を含む。）並びに第十五条第一項及び第四項（これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長に委任する。

9 第八条第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第二十三条において準用する場合を含む。）に規定する主務大臣の権限（農林水産大臣の権限のうち第二項に規定する事項に係るものを除く。）は、第二項の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部

平成二十三年法律第百十号。以下この号において「放射性物質汚染対処特措法」という。）第四十九条第四項及び第五十条第四項並びに法第十七条の十七第四項において準用する放射性物質汚染対処特措法第四十九条第三項及び第五十条第三項に規定する権限

二 法第六十九条第二項第三号及び第四号に規定する権限

5 法第四十一条第二項に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。

6 法第六十八条第二項第一号及び第三号並びに第六十九条第二項第一号及び第三号から第七号までに規定する内閣総理大臣の権限は、復興局長に委任する。

7 法第六十九条第二項第六号に規定する経済産業大臣の権限は、産業保安監督部長に委任する。

8 第三条第一項及び第四項（これらの規定を第二十条において準用する場合を含む。）、第六条第一項、第四項及び第五項（これらの規定を第二十二条において準用する場合を含む。）、第十三条第一項及び第四項（これらの規定を第二十五条において準用する場合を含む。）並びに第十五条第一項及び第四項（これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長に委任する。

9 第八条第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第二十三条において準用する場合を含む。）に規定する主務大臣の権限（農林水産大臣の権限のうち第二項に規定する事項に係るものを除く。）は、第二項の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部

局の長に委任する。

10 第十条第一項及び第四項（これらの規定を第二十四条において準用する場合を含む。）に規定する主務大臣の権限は、第三項の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

局の長に委任する。

10 第十条第一項及び第四項（これらの規定を第二十四条において準用する場合を含む。）に規定する主務大臣の権限は、第三項の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

改正案	現行
<p>（法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する政令で定める者等）</p> <p>第四条の二 法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第七条第三項（同法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣先企業</p> <p>二 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第三条第一項に規定する法科大学院設置者</p> <p>三 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等</p> <p>四 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の二第二項に規定する公益社団法人福島相双復興推進機構</p> <p>五 福島復興再生特別措置法第八十九条の二第一項に規定する公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構</p> <p>六 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技</p>	<p>（法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する政令で定める者等）</p> <p>第四条の二 法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第七条第三項（同法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣先企業</p> <p>二 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第三条第一項に規定する法科大学院設置者</p> <p>三 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等</p> <p>四 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の二第一項に規定する公益社団法人福島相双復興推進機構</p> <p>（新設）</p> <p>五 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技</p>

大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第八条第一項に規定する組織委員会

七| 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第二条に規定する組織委員会

八| 平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会

2 第二号厚生年金被保険者について、法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項の規定により同項に規定する事業主が負担すべき第二号厚生年金被保険者に係る保険料は、次の各号に掲げる第二号厚生年金被保険者の区分に応じ、当該各号に定める同項に規定する事業主が負担する。

一 国家公務員共済組合法第九十九条第六項に規定する職員団体（以下この号において「職員団体」という。）の事務に専ら従事する者である第二号厚生年金被保険者 職員団体

二 国と民間企業との間の人事交流に関する法律第八条第二項（同法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する交流派遣職員である第二号厚生年金被保険者 同法第七条第三項（同法第二十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣先企業

三 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第四条第三項又は第十一条第一項の規定により派遣された者である第二号厚生年金被保険者 同法第三条第一項に規定する

法科大学院設置者及び国

大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第八条第一項に規定する組織委員会

六| 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第二条に規定する組織委員会

七| 平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会

2 第二号厚生年金被保険者について、法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項の規定により同項に規定する事業主が負担すべき第二号厚生年金被保険者に係る保険料は、次の各号に掲げる第二号厚生年金被保険者の区分に応じ、当該各号に定める同項に規定する事業主が負担する。

一 国家公務員共済組合法第九十九条第六項に規定する職員団体（以下この号において「職員団体」という。）の事務に専ら従事する者である第二号厚生年金被保険者 職員団体

二 国と民間企業との間の人事交流に関する法律第八条第二項（同法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する交流派遣職員である第二号厚生年金被保険者 同法第七条第三項（同法第二十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣先企業

三 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第四条第三項又は第十一条第一項の規定により派遣された者である第二号厚生年金被保険者 同法第三条第一項に規定する

法科大学院設置者及び国

<p>3・4 (略)</p> <p>四 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第二条第七項に規定する弁護士職務従事職員である第二号厚生年金被保険者 同項に規定する受入先弁護士法人等</p> <p>五 福島復興再生特別措置法第四十八条の三第七項に規定する派遣職員である第二号厚生年金被保険者 同法第四十八条の二第一項に規定する公益社団法人福島相双復興推進機構及び国</p> <p>六 福島復興再生特別措置法第八十九条の三第七項に規定する派遣職員である第二号厚生年金被保険者 同法第八十九条の二第一項に規定する公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構及び国</p> <p>七 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第十七条第七項（同法第二十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣職員である第二号厚生年金被保険者 同法第八条第一項に規定する組織委員会及び国</p> <p>八 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法第四条第七項（同法第十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣職員である第二号厚生年金被保険者 同法第二条に規定する組織委員会及び国</p> <p>九 平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律第二十五条第七項（同法第三十五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣職員である第二号厚生年金被保険者 同法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会及び国</p>	<p>四 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第二条第七項に規定する弁護士職務従事職員である第二号厚生年金被保険者 同項に規定する受入先弁護士法人等</p> <p>五 福島復興再生特別措置法第四十八条の三第七項に規定する派遣職員である第二号厚生年金被保険者 同法第四十八条の二第一項に規定する公益社団法人福島相双復興推進機構及び国</p> <p>(新設)</p> <p>六 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第十七条第七項（同法第二十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣職員である第二号厚生年金被保険者 同法第八条第一項に規定する組織委員会及び国</p> <p>七 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法第四条第七項（同法第十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣職員である第二号厚生年金被保険者 同法第二条に規定する組織委員会及び国</p> <p>八 平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律第二十五条第七項（同法第三十五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣職員である第二号厚生年金被保険者 同法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会及び国</p>
<p>3・4 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p>

○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（派遣職員に関する厚生年金保険法による保険料の額）</p> <p>第二条の二 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）<u>第四条</u>の二第二項第七号の規定により組織委員会及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（派遣職員に関する厚生年金保険法による保険料の額）</p> <p>第二条の二 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）<u>第四条</u>の二第二項第六号の規定により組織委員会及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（派遣職員に関する厚生年金保険法による保険料の額）</p> <p>第一条の二 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）<u>第四条</u>の二第二項第八号の規定により組織委員会及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（派遣職員に関する厚生年金保険法による保険料の額）</p> <p>第一条の二 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）<u>第四条</u>の二第二項第七号の規定により組織委員会及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二 （略）</p>

○平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令（令和元年政令第三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（派遣職員に関する厚生年金保険法による保険料の額）</p> <p>第二条 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）<u>第四条の二</u> <u>第二項第九号</u>の規定により博覧会協会及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（派遣職員に関する厚生年金保険法による保険料の額）</p> <p>第二条 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）<u>第四条の二</u> <u>第二項第八号</u>の規定により博覧会協会及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二（略）</p>